

令和3年4月27日

千葉市内建設関係団体等の長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の指定に伴う工事及び業務の対応について（通知）

本市においては、令和3年4月28日から5月11日までの期間、まん延防止等重点措置が適用され、重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）に指定されたところです。

措置区域における工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年4月5日国土交通省）」において、緊急事態宣言時と同様の対応をすることとされております。

これを踏まえ、本市発注の工事等の対応についても、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日技術管理課長）」と同様の取扱いとしますので、貴会員（組合員）企業への周知をお願いします。

[添付資料]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（令和3年1月7日技術管理課長）

- ・（国交省送付）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（国不入企第31号、令和3年1月7日国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）

- ・（通知1）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
（令和2年4月8日技術管理課長）

- ・（通知2）

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について
（令和2年5月11日技術管理課長）

[参考]

- ・ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL：<https://corona.go.jp/>

- ・ 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf>

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245－5367